



長野県報

2月19日(木)
平成21年
(2009年)
第2042号

目次

規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	2
-----------------------------------	---

告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	3
保安林予定森林にする旨の通知(7件)(森林づくり推進課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(5件)(道路管理課)	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	6

公告

一般競争入札(2件)(情報統計課情報システム推進室)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	8
一般競争入札(管財課)	8
一般競争入札(管財課)	9
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	9
一般競争入札(5件)(病院事業局)	10
一般競争入札(2件)(総務課)	14
一般競争入札(農業技術課)	16
一般競争入札(4件)(教学指導課)	17
一般競争入札(3件)(文化財・生涯学習課)	20
一般競争入札(6件)(経営企画課)	22

正誤(地域福祉課)	27
-----------------	----



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年2月19日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第2号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「もの」の次に「(次号及び第5号の職員を除く。)」を加え、同項第21号中「総看護師長」を「看護部長」に改め、同号を同項第25号とし、同項第12号から第20号までを4号ずつ繰り下げ、同項第11号中「総看護師長」を「看護部長」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号中「又は総看護師長」を削り、「除く」の次に「次号において同じ」を、「もの」の次に「(次号の職員を除く。)」を加え、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 県立病院に勤務する看護師又は准看護師である職員で、分べんの補助に関する業務に従事したもの

第7条第1項第9号を第12号とし、同項第5号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、同項第4号中「職員」の次に「(次号において「県立病院に勤務する助産師である職員」という。)」を、「もの」の次に「(次号の職員を除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 県立病院に勤務する助産師である職員で、助産に関する業務に従事したもの

第7条第1項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 県立病院に勤務する医師である職員で、分べんに関する業務に主として従事したもの

(5) 県立病院に勤務する医師である職員で、分べんに関する業務に従事したもの(前号の職員を除く。)

第7条第2項中「1日」の次に「(第4号、第5号、第7号及び第9号にあつては業務1回)」を加え、同項第1号中「第10号、第11号、第13号及び第21号」を「第13号、第15号、第17号及び第25号」に改め、同項第2号中「第5号から第8号まで、第12号及び第15号から第19号まで」を「第8号から第11号まで、第16号及び第19号から第23号まで」に改め、同項第3号中「第14号」を「第18号」に改め、同項第5号中「第9号及び第20号」を「第12号及び第24号」に改め、同号を同項第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 前項第7号の業務 4,000円

第7条第2項第4号中「第4号」を「第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 前項第4号の業務 25,000円

(5) 前項第5号の業務 6,000円

第7条第2項に次の1号を加える。

(9) 前項第14号の業務 1,000円

第7条に次の1項を加える。

3 職員が、同一の日に次の表の左欄に掲げる業務に従事したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に従事したものとして当該業務に対する医療等業務手当を支給する。ただし、前日から引き

続き同表の左欄に掲げる第4号、第5号、第7号又は第14号の業務に従事したときは、この限りでない。

左 欄	右 欄
第1項第3号及び第4号の業務	第1項第4号の業務
第1項第3号及び第5号の業務	第1項第5号の業務
第1項第6号及び第7号の業務	第1項第7号の業務
第1項第13号及び第14号の業務	第1項第14号の業務

第13条第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第17条第4号中「医療等業務手当」の次に「(第7条第1項第4号、第5号、第7号及び第14号の業務に従事した場合を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成21年3月1日から施行する。ただし、第7条第1項第10号の改正規定(「又は総看護師長」を削る部分に限る。)、同項第11号及び第21号の改正規定並びに第13条の改正規定は公布の日から施行する。
- この規則(前項ただし書に規定する改正規定(第13条の改正規定を除く。))による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

人 事 課